

保護者 様

尼崎市教育委員会

大雨警報等の発表等に伴う学校園の臨時休業等の対応について
＜「非常変災時における臨時休業の判断基準（方針）」の一部改正＞

残暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、近年、進行速度が遅い大型台風や線状降水帯による局地的な豪雨等が頻発し、各地で甚大な被害が出ています。

こうした傾向を踏まえ、尼崎市教育委員会では、児童、生徒及び園児（以下「児童等」といいます。）の登校園時や在校園時のより一層の安全確保を目的として、「非常変災時における臨時休業の判断基準について（方針）」の一部を改正しましたのでお知らせいたします。

子どもたちの安全確保のため、何とぞ、ご理解とご協力を賜りたくよろしく願いいたします。

※ なお、高等学校、あまよう特別支援学校及び成良中学校琴城分校は、独自対応であるため、除きます。

1 改正内容

授業日当日の在校園時間帯に大雨警報等が発表される可能性が高く、児童等の安全を確保する必要があると教育委員会が判断した場合、各学校園が前日又は午前7時時点で臨時休業を決定します。

詳細は、別紙をご覧ください。

2 当日の確認方法

午前7時時点において臨時休業が決定されているか否かの情報は、午前7時以後に市のホームページで確認できます（右のQRコードを読み取っていただければ確認できます。）。

なお、午前7時時点で大雨警報等が発表されていても、臨時休業が決定されていない場合は、原則どおり午前9時まで自宅待機となります。



（市のHPのQRコード）

3 実施日（改正の効力発生日）

令和5年8月25日

以 上

改正後の方針（抜粋）は、次のとおりです。下線部が今回の主な改正箇所です。全体版については、市のホームページをご覧ください。

非常変災時における臨時休業の判断基準について（方針） <抜粋>

1 本市において大雨警報、洪水警報若しくは暴風（暴風雪を含む。）警報又はこれらに係る特別警報（以下「大雨警報等」という。）が発表された場合

※ 市立高等学校、あまよう特別支援学校及び成良中学校琴城分校における大雨警報等の発表に係る臨時休業の判断基準については、各校の定めによる。

時	大雨警報等	学校園の対応	備考
授業日の前日	授業日の前日（日曜日及び休日を含む。以下同じ。）までに、気象情報等により、その授業日に大雨警報等が発表されることが明らかであると認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> 学校園は、その授業日の前日の午後5時を目途に尼崎市教育委員会（以下「市教委」という。）から臨時休業の連絡を受けたときは、大雨警報等の発表の有無にかかわらず、その授業日は臨時休業とする。 学校園長は、対応内容、留意点等を保護者に連絡する。 	<p>市教委は、その授業日の臨時休業について、尼崎市のホームページ、防災ネット及び尼崎市LINE公式アカウントに、その授業日の前日の午後7時までに表示する。</p> <p><臨時休業日> 【小学校給食及び中学校給食】中止する。</p>
授業日	登校園前	午前7時時点で発表中	自宅待機 <u>(※)</u> 【中学校給食】中止する。
		午前9時までに解除	授業実施 【小学校給食】実施する。 【中学校給食】午前7時時点で既に給食を中止しているため、給食の提供はなく、午前中で下校させる。
	登校園後	午前9時時点で発表中	臨時休業 【小学校給食及び中学校給食】中止する。
	登校園後	在校園時に発表	<ul style="list-style-type: none"> 学校にあっては、周囲の状況、安全等を確認した後、速やかに下校させる。 学校にあっては、下校させることが危険であると判断した場合は、学校で待機させ、保護者に迎えに来てもらい、引き渡す。 <p>【小学校給食及び中学校給食】午前11時までに発表された場合、原則として、給食を中止して下校させる。</p>

※ ただし、市教委が、授業日当日の午前7時時点における大雨警報等の発表の有無にかかわらず、気象情報等を踏まえて児童、生徒及び園児（以下「児童等」という。）の安全を確保する必要があると判断した場合は、学校園を臨時休業とする。また、尼崎市のホームページに、臨時休業の決定の旨を同日の午前7時までに表示する。

【問合せ先】

尼崎市教育委員会事務局 企画管理課 06-4950-5654

学校教育課 06-4950-5685